

※令和2年4月1日より、市街化区域内農地の転用届につきましては、水利組合同意書、隣接農地同意書、進入路通行承諾書の添付は不要としました。ただし、転用事業の計画・実施にあたっては、水利組合及び隣接農地所有者(耕作者)等とは十分に説明・協議・確認を行っていただきますようお願いいたします。その上で、周辺農地に影響を与えない措置を講じる旨、届出書への記載をお願いいたします。
なお、市街化調整区域内農地につきましては、引き続き、添付が必要です。

農地法第4・5条届出書添付書類一覧

[市街化区域]

	添 付 書 類	内 容	備 考	発 行 元
1	土地の登記事項証明書 (全部事項)		インターネットの登記情報サービスより取得したもの及び要約書は不可。	法 務 局
2	見取図(住宅地図)	届出地を明示		
3	地図、公図 (法務局備付)	届出地を明示 隣接地の現況を記入		法 務 局
4	仮換地図	届出地を明示 隣接地の現況を記入	区画整理等による仮換地の場合	区画整理事業者
5	対照図	従前地と仮換地との場所を明示 (重ね図)	仮換地の場合	
6	区画整理の意見書		区画整理事業実施中の場合	区画整理事業者
7	始末書	造成・建築等年月日記載 5条届出で工事着工済の場合は譲渡人・譲受人双方の署名・押印が必要	無断転用の場合	
8	委任状	他人に受理等を委任する場合		

※ 土地の登記事項証明書等の証明書の有効期限は、発行後3ヶ月以内とする。

(他の書類も原則として3ヶ月以内)

※ 住所・氏名の記入について

・原則として、住民票の添付は不要ですが、届出者の住所・氏名は住民票どおり正確に記入してください。(住所・氏名に誤りがあれば、登記できない場合もあります。)

・土地の登記事項証明書に記載されている住所・氏名と、届出者の住所・氏名が異なる場合は、本人確認ができるもの(住民票、戸籍の附票等)を添付してください。

※ 相続登記未了で遺産分割協議書により転用する場合は、被相続人の出生から死亡までが分かる戸籍及び相続人の戸籍並びに印鑑登録証明書を添付してください。

※ 届出地が賃貸借又は、使用貸借の目的となっている場合には、合意解約等、別途必要な手続きをした上で届出をしてください。